

札介保（指）第2678号
平成19年（2007年）3月7日

各 指定認知症対応型共同生活介護事業所 代表者 様

札幌市保健福祉局保健福祉部
介護保険課事業指導担当課長

医療連携体制加算における看護師の勤務体制について

医療連携体制加算の取扱いについて平成18年9月19日付札介保（指）第1358号により通知したところです。

このことにつき平成19年4月1日以降は、下記のとおり取り扱うことといたします。

記

- 1 看護師の勤務体制について、週1回以上の勤務が確保できていない場合は、医療連携体制加算の算定が認められないこととする。
- 2 看護師の勤務体制が、週1回以上でない場合、または週1回以上の勤務が確保できなくなった場合は、本市あてに介護給付算定に係る体制等に関する届出を行うこと。